

# 来年4月からの保育園などの入所申込 11月1日から受け付けを開始します

町では、平成30年4月からの保育園などの入所申込を11月1日(水)から受け付けます。

なお、保育園や幼稚園、認定こども園に入園する際には、町に「支給認定申請」を行って認定を受ける必要があります。

## ●支給認定区分によって申込書類の提出先が異なります。

支給認定区分	対象	利用可能な施設	支給認定申請先	入所申込先
1号認定	満3歳以上の お子さん(2号認定を除く)	幼稚園(※) 認定こども園	園を通じて 町に提出	園の申込用紙で 園に申し込み
2号認定	満3歳以上で、 保育を必要とするお子さん	保育園 認定こども園	町に直接提出	町の申込用紙で 町に申し込み
3号認定	満3歳未満で、 保育を必要とするお子さん			

※幼稚園には、子ども・子育て支援制度に移行している園(町への支給認定申請が必要)と、移行していない園(支給認定申請が不要)があります。詳しくは、幼稚園に直接お問い合わせください。

▶**受付期間** 11月1日(水)から11月30日(木)までの、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日を除く)。なお、毎週水曜日は窓口延長日で午後7時まで受け付けます。

▶**申込方法** 申請書類に必要事項を記載し、必要書類を添えて役場福祉・子ども課子ども支援係へ提出してください。申請書類は同係窓口で配布します。

▶**問い合わせ** 役場福祉・子ども課子ども支援係(☎611-2575、2576) ※幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)については、希望する施設に直接お問い合わせください。

## ●町内の特定教育・保育施設一覧

<b>【公立】 煙山保育園※2</b> 上矢次6-45-1(☎697-3107)、定員150人 満6カ月以上、延長保育午後7時まで	<b>【私立】 北高田保育園※2</b> 高田9-5-1(☎697-7054)、定員130人 満2カ月以上、延長保育午後7時まで
<b>【私立】 やはば保育園※1、※2</b> 南矢幅6-13-1(☎698-2600)、定員80人 満2カ月以上、延長保育午後7時まで	<b>【私立】 北川保育園</b> 流通センター南4丁目13-1(☎638-6577)、定員90人 満2カ月以上、延長保育午後8時まで
<b>【私立】 認定こども園 ぶどうこども園※2</b> 室岡9-55-1(☎697-3129)、定員125人 満2カ月以上、延長保育午後7時まで	<b>【私立】 徳田保育園</b> 東徳田10-28(☎697-3169)、定員150人 満2カ月以上、延長保育午後8時まで
<b>【私立】 こずかた保育園※2</b> 又兵衛新田5-335 ケアセンター南昌2階 (☎698-3008)、定員90人 満2カ月以上、延長保育午後8時まで(夜間対応可)	<b>【私立】 認定こども園 矢巾中央幼稚園・矢巾中央保育園</b> 南矢幅6-127-27(☎697-6728)、定員200人 満2カ月以上、延長保育午後7時まで
<b>【私立】 ニチイキッズやはば駅前保育園※3</b> 南矢幅7-144(株)ニチイ学館盛岡支店内☎621-5252、定員60人 満2カ月以上、延長保育午後7時まで	※1 やはば保育園は平成30年4月から認定こども園に移行予定 ※2 体調不良児対応型保育ありの保育園 ※3 ニチイキッズやはば駅前保育園は平成30年4月開園予定

# ～新たに矢巾町に定住する方が対象～ 住宅ローン・リフォームローン 利子補給制度のご案内

利子補給期間  
年間最大  
20万円×7年

町では、定住人口増加を促進するため、住宅ローンやリフォームローンの金利の一部を補助します。

▶**対象となる方** 平成28年4月1日時点で町外に住所がある方、または町内の賃貸住宅にお住まいの方で、下記のいずれかの目的で町が指定する金融機関と住宅ローンまたはリフォームローンを契約した方

- ①町内に自ら定住する住宅を建築、または購入する
- ②町内に自ら定住する中古住宅を購入し、購入後1年以内にリフォームを行う
- ③町内で新たに3世代以上の同居を目的に住宅の建て替え、リフォームを行う

▶**対象となる住宅** 床面積50平方メートル以上の一戸建てまたは併用住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上で、独立して生活できる建物であること）または、分譲マンションで個人所有の住宅部分が50平方メートル以上

▶**対象となるローン** 平成28年4月1日以降に契約を締結した、借入額200万円以上、返済期間5年以上の住宅ローン（または、借入額100万円以上、返済期間3年以上のリフォームローン）

※フラット35、災害復興住宅融資、土地の取得のみの住宅ローン、住宅ローンの借り換えなどは対象外

対象となる方、対象となるローンについて詳しくは、役場企画財政課へお問い合わせください。

▶**補給金額** 1年間の約定支払利息相当額（上限20万円）

▶**補給期間** 住宅ローン5年間、リフォームローン3年間

※次の①～④のいずれかに該当する場合は地方創生優遇措置として、期間を2年間延長します

- ①中学生以下の子どもがいる（出産予定含む）
- ②3世代以上の同居
- ③婚姻後5年以内
- ④町内事業者が施工

▶**申し込み期間** 平成36年3月31日まで

▶**金融機関**（順不同）

- 岩手銀行矢巾支店 (☎697-8561)
- 流通センター支店 (☎638-5533)
- 北日本銀行矢巾支店 (☎697-3431)
- 流通センター支店 (☎638-1381)
- 東北銀行矢巾支店 (☎697-9100)
- 流通センター支店 (☎638-2211)
- 盛岡信用金庫矢巾支店 (☎697-8800)
- 岩手中央農業協同組合矢巾支所 (☎697-6888)

※平成28年9月30日までに、上記金融機関の本店・支店（本所・支所）で契約したローンも対象となります。

▶**申し込み・問い合わせ** 役場企画財政課企画係 (☎611-2722)



次の条件で比較！ 利子補給制度を活用するとこんなにお得に！

ローン種別	返済期間	借入金額	利率	1年間で支払う利子 利子補給制度活用なし	利子補給制度 を活用すると … ⇒	1年間で支払う利子 利子補給制度活用あり
住宅ローン	35年	2,000万円	1.2% (3年間固定)	約24万円		約4万円
リフォームローン	5年	300万円	3.9% (変動)	約11万円		0円

※1年間(1月～12月)に支払う利息の内、20万円を上限として町が補助します。